

平成25年度  
第1回 関市公共交通活性化協議会  
議案書

平成25年6月19日（水）午前10時

関市役所 6階 6-2会議室

# 次 第

## 1 開 会

## 2 会長あいさつ

## 3 議 事

議案第1号 関市公共交通活性化協議会規約の全部改正について

議案第2号 平成24年度決算及び会計監査報告について

議案第3号 平成25年度予算（案）について

議案第4号 関市の公共交通計画について（平成26年度分）

議案第5号 地域公共交通確保維持改善事業について（平成26年度分）

議案第6号 バス停留所の名称変更について

議案第7号 バス停留所の新設について

## 4 検討事項

- ・関駅西口駅前広場の整備に伴う経路変更等について

## 5 そ の 他

## 6 閉 会

## 議案第1号

### 関市公共交通活性化協議会規約の全部改正について

#### 【要旨】

関市は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、平成21年3月に関市公共交通活性化協議会を設置し、地域公共交通総合連携計画を策定して地域公共交通活性化・再生総合事業を進めてきました。

一方で、道路運送法及び道路運送法施行規則に基づき、平成19年5月に関市公共交通会議を設置し、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保や地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議してきました。

この二つの会議は、それぞれの法律により役割が異なるため個別の協議会や会議として運営してまいりましたが、地域の交通政策を議論し公共交通の確保・維持・改善を図る目的と協議会や会議の構成員は同じであることと、道路運送法施行規則第9条の2の規定により道路運送法に基づく会議が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の協議会の協議でも可能なことが明記してあることから、一つの組織として再編するために関市公共交通活性化協議会規約の全部を改正します。

## 関市公共交通活性化協議会規約（改正案）

### （目的）

第1条 関市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議並びに連携計画の実施及び連絡調整を行うこと並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）の規定に基づき、生活交通ネットワーク計画の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うことを協議するため設置する。

### （協議事項等）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の協議等を行う。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 市の公共交通政策の推進に関すること。
- (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (6) 市が運営する有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

### （組織）

第3条 協議会は、法第6条第2項及び道路運送法施行規則（昭和26年省令第75号）第9条の3の規定に基づき、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市長又はその指名する市の職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 岐阜県バス協会、岐阜県タクシー協会又はその指名する者
- (4) 市民又は利用者の代表者
- (5) 岐阜運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (7) 岐阜県公共交通課長又はその指名する者
- (8) 道路管理者又はその指名する者
- (9) 関警察署長又はその指名する者
- (10) 学識経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

### （構成員の任期）

第4条 協議会の構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠により構成員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

### （会長、副会長等）

第5条 協議会に会長及び副会長各1人並びに監事2人を置く。

- 2 会長は、協議会の構成員の互選により定め、副会長はその構成員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を次条に定める協議会の会議において報告しなければならない。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長は、会長又は会長が指名する者をもって充てる。

2 会議の議事は、過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

5 協議会の構成員は、会議に代理人を出席させることができる。

6 前各項に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 法第6条第5項の規定に基づき、協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(地域公共交通部会)

第8条 第2条に定める協議事項等のうち道路運送法に関する次に掲げる簡易な事項等を協議するため、協議会に地域公共交通部会を置くことができる。

(1) 停留所の名称変更などの軽微な変更

(2) 運行の回数が増

(3) ルートの変更を伴わない停留所の新設、移転及び撤去などの軽微な変更

(4) 連続する2つの停留所間のルート変更などの軽微な経由地の変更

(5) 第2号から第4号までの変更等に伴う部分的な運行時刻の変更

2 地域公共交通部会は、道路運送法施行規則第9条の3第1項に規定する者で組織するものとし、第3条第1号から第7号までに定める者を充てる。

3 旧武儀郡地域における第1項に規定する協議をする場合は、前項に規定する構成員のうち第3条第4号の市民又は利用者の代表者は当該関係地域の市民又は利用者の代表者とすることができる。

4 第1項に掲げる事項についての地域公共交通部会での協議及び決定は、協議会の協議及び決定とみなす。

5 第1項の規定に基づく協議及び決定を行ったときは、次の協議会の会議において報告するものとする。

6 地域公共交通部会は、第1項に規定する協議のほか会長が緊急的に必要とする事項について協議することができる。

7 地域公共交通部会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第9条 協議会の運営に要する経費は、関市の負担金その他をもって充てる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、関市企画部市民協働課において処理する。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年6月19日から施行する。

議案第2号

平成24年度関市公共交通活性化協議会決算について

【歳入の部】

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	差額	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	115,000	115,000	0	関市負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	0	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	584,000	584,651	651	前年度繰越金
4 諸収入			0	450	450	
	1 預金利子	1 預金利子	0	450	450	預金利子
	2 雑入	1 雑入	0	0	0	
歳 入 合 計			699,000	700,101	1,101	

【歳出の部】

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	差額	備考
1 運営費			336,000	135,211	200,789	
	1 会議費	1 会議費	286,000	117,000	169,000	委員報酬
	2 事務費	2 事務費	50,000	18,211	31,789	会議資料
2 事業費	1 事業費	1 事業費	0	70,350	△70,350	小中学生夏休み乗車体験 乗車券
3 予備費	1 予備費	1 予備費	363,000	0	363,000	
歳 入 合 計			699,000	205,561	493,439	

歳入 700,101 円 - 歳出 205,561 円 = 差額 494,540 円

※差額 494,540 円は、平成25年度予算へ繰越します。

## 会 計 監 査 報 告

平成25年5月27日に、関市公共交通活性化協議会の平成24年度歳入歳出決算の内容について財務規程第9条第2項の規定により監査を実施し、預金通帳、証拠書類、諸帳簿により監査したところ、適正かつ正確に執行されていることを認めましたので報告します。

平成25年6月19日

監 事 関市老人クラブ連合会

石 井 和 典



監 事 関市女性連絡協議会

田 島 喜 美 子



議案第3号

平成25年度関市公共交通活性化協議会予算（案）について

【歳入の部】

(単位：円)

款	項	目	H24予算額	H25予算額	増減額	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	115,000	0	△115,000	
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	0	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	584,000	494,540	△89,460	前年度繰越金
4 諸収入			0	460	460	
	1 預金利子	1 預金利子	0	460	460	預金利子等
	2 雑入	1 雑入	0	0	0	
歳入合計			699,000	495,000	△204,000	

【歳出の部】

(単位：円)

款	項	目	H24予算額	H25予算額	増減額	備考
1 運営費			336,000	336,000	0	
	1 会議費	1 会議費	286,000	286,000	0	委員報酬
	2 事務費	2 事務費	50,000	50,000	0	会議資料等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	0	75,000	75,000	体験乗車券
3 予備費	1 予備費	1 予備費	363,000	84,000	△279,000	
歳出合計			699,000	495,000	△204,000	

※ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金は、平成24年度から運行事業者が交付申請書を提出し、補助金も運行事業者に交付される。

※ 平成23年10月からは、地域公共交通確保維持改善事業として各路線を運行しています。この地域公共交通確保維持改善事業を行うにあたっては、平成23年度6月と平成24年6月に策定した「生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系）」によって事業推進しておりますが、国庫補助金については、当協議会に交付されるのではなく、運行事業者に直接補助する仕組みになっています。当協議会としての特段の事業は、実施予定ではありませんが、引き続き、関市に係る総合交通政策について協議します。

## 議案第4号

### 関市の公共交通計画について（平成26年度分）

#### 【要旨】

平成25年10月1日から平成26年9月30日の公共交通について、鉄道やバス交通等の交通ネットワークを計画するものです。

関市公共交通計画（平成25年10月～平成26年9月）

No.	路線名	起点	経由地	終点	系統キロ	運行 日数	1日 便数	年間便数	計画走行キロ	運行経費概算	運行経費概算	備 考	
1	関板取線	洞戸栗原	寺尾	関中央病院	33.6km	平日	241日	4便	964便	32,390.4km	11,115,737円	51,666,984円 フィーダー系	
						休日	124日	8便	992便	33,331.2km	11,438,601円		
		洞戸栗原	山県高校	関中央病院	35.2km	平日	241日	10便	2,410便	84,832.0km	29,112,646円		
2	関上之保線	せき東山	医療大	川合車庫	26.1km	平日	241日	1便	241便	6,290.1km	2,158,637円	64,899,010円 県補助金 地域間幹線系	
						休日	124日	6便	744便	23,212.8km	7,966,169円		
		川合車庫	東山	栄町1	31.2km	平日	241日	16便	3,856便	120,307.2km	41,287,025円		
		川合車庫	温泉	栄町1	32.4km	平日	241日	4便	964便	31,233.6km	10,718,747円		
		川合車庫	日本教	栄町1	32.7km	日曜日	53日	2便	106便	3,466.2km	1,189,531円		
市幹線合計		343.18円			191.2km			53便	10,419便	339,664.3km	116,565,994円	116,565,994円	
3	買い物循環線	関市役所	栄町1	中濃病院	15.9km	毎日	360日	8便	2,880便	45,792.0km	12,821,760円	12,821,760円	フィーダー系
		わかきプラザ	栄町1	中濃病院	16.0km	毎日	360日	7便	2,520便	40,320.0km	11,289,600円	11,289,600円	フィーダー系
4	市街地病院循環線	関市役所	栄町1	中濃病院	14.4km	毎日	360日	6便	2,160便	31,104.0km	8,709,120円	8,709,120円	フィーダー系
		わかきプラザ	栄町1	中濃病院	14.5km	毎日	360日	6便	2,160便	31,320.0km	8,769,600円	8,769,600円	フィーダー系
関地域幹線系合計		280円			60.8km			27便	9,720便	148,536.0km	41,590,080円	41,590,080円	
5	わかき小金田線	中濃病院	栄町1	中濃病院	28.8km	毎日	360日	4便	1,440便	41,472.0km	11,612,160円	11,612,160円	フィーダー系
6	わかき千足線	大平台	栄町1	中濃病院	9.5km	毎日	360日	1便	360便	3,420.0km	957,600円	9,838,080円 フィーダー系	
		中濃病院	栄町1	中濃病院	24.4km	毎日	360日	3便	1,080便	26,352.0km	7,378,560円		
		中濃病院	栄町1	大平台	14.9km	毎日	360日	1便	360便	5,364.0km	1,501,920円		
7	わかき下有知東線	中濃庁舎	河東	中濃病院	8.1km	火・木・土	155日	10便	1,550便	12,555.0km	3,515,400円	3,515,400円	フィーダー系
8	わかき下有知西線	中濃庁舎	栄町1	中濃病院	11.4km	水・金・日	154日	10便	1,540便	17,556.0km	4,915,680円	4,915,680円	フィーダー系
9	わかき小瀬線	中濃病院	栄町1	中濃病院	14.9km	火・木・土	155日	5便	775便	11,547.5km	3,233,300円	3,233,300円	フィーダー系
関地域支線系合計		280円			112.0km			34便	7,105便	118,266.5km	33,114,620円	33,114,620円	
10	富野線	藤谷	富野	関市役所	23.4km	毎日	360日	8便	2,880便	67,392.0km	7,191,072円	7,191,072円	市単独
11	田原線	栄町1	田原	栄町1	31.8km	毎日	360日	4便	1,440便	45,792.0km	3,595,536円	3,595,536円	市単独
12	迫間線	栄町1	迫間	栄町1	17.3km	毎日	360日	8便	2,880便	49,824.0km	7,191,072円	7,191,072円	市単独
13	向山線	中濃病院	向山	中濃病院	26.7km	毎日	360日	5便	1,800便	48,060.0km	4,494,420円	4,494,420円	市単独
関デマンド系合計		106.47円			99.2km			25便	9,000便	211,068.0km	22,472,100円	22,472,100円	
14	洞戸地域内バス	洞戸地域内				平日	241日			8,542,000円	8,542,000円	市単独（過疎債）	
15	板取地域内バス	板取地内～洞戸栗原				毎日	365日			36,807,000円	36,807,000円	市単独（過疎債）	
16	武芸川地域内バス	武芸川地内				平日	241日			9,464,000円	9,464,000円	市単独	
17	武儀地域内バス	武儀地域内				平日	241日			7,534,000円	7,534,000円	市単独（過疎債）	
18	上之保地域内バス	上之保地域内～津保川診療所				平日	241日			14,593,000円	14,593,000円	市単独（過疎債）	
地域内バス合計					0.0km			0便	0便	0.0km	76,940,000円	76,940,000円	
19	牧谷線	洞戸栗原	美濃市駅	中濃庁舎	5.0km	平日	241日	6便	1,446便	7,230.0km	2,530,500円	5,531,750円 県補助金	
						休日	124日	6便	744便	3,720.0km	1,302,000円		
		洞戸栗原	谷戸	美濃市駅	5.0km	平日	241日	3便	723便	3,615.0km	1,265,250円		
						休日	124日	2便	248便	1,240.0km	434,000円		
350円		23.0km											
20	岐阜板取線	洞戸栗原	岩佐	岐北病院	5.3km	平日	241日	17便	4,097便	21,714.1km	7,451,845円	7,451,845円 地域間幹線系	
						休日	124日	18便	2,232便	0.0km	0円		
343.18円		19.7km											
21	倉知線	せき東山	VRテクノ	三柿野	11.5km	平日	241日	6便	1,446便	16,629.0km	5,820,150円	6,952,890円 県補助金 市単独	
			せき東山	栄町1	関商工	8.7km	休日	124日	3便	372便	3,236.4km		1,132,740円
350円		20.3km											
協調路線等合計					35.5km			61便	11,308便	57,384.5km	19,936,485円	19,936,485円	
小 計							200便	47,552便	874,919.3km	310,619,279円	310,619,279円		

関市公共交通計画（平成25年10月～平成26年9月）

No.	路線名	起点	経由地	終点	系統キロ	運行 日数	1日 便数	年間便数	計画走行キロ	運行経費概算	運行経費概算	備 考
	岐阜関線	せき東山	栄町1	名鉄岐阜	22.5km	平日	241日	84便	20,244便	455,490.0km		
		せき東山	栄町1	名鉄岐阜		休日	124日	66便	8,184便	184,140.0km		
		医療大	せき東山	名鉄岐阜	23.6km	平日	241日	16便	3,856便	91,001.6km		
		せき東山	北一色	徹明町	34.3km	平日	241日	2便	482便	16,532.6km		
	岐阜美濃線	中濃庁舎	関市山田	名鉄岐阜	31.6km	平日	241日	18便	4,338便	137,080.8km		
		中濃庁舎	関市山田	名鉄岐阜		休日	124日	16便	1,984便	62,694.4km		
		関市山田	中有知	小倉公園	12.8km	平日	241日	1便	241便	3,084.8km		
	高美線	中濃庁舎	武芸八幡	名鉄岐阜	28.1km	平日	241日	19便	4,579便	128,669.9km		
		中濃庁舎	武芸八幡	名鉄岐阜		休日	124日	17便	2,108便	59,234.8km		
	高速名古屋線	美濃市駅	栄町1	名鉄B S	78.4km	平日	241日	18便	4,338便	340,099.2km		
		美濃市駅	栄町1	名鉄B S		休日	124日	18便	2,232便	174,988.8km		
		テクノハ イランド	栄町1	名鉄B S	71.0km	平日	241日	10便	2,410便	171,110.0km		
		テクノハ イランド	栄町1	名鉄B S		休日	124日	14便	1,736便	123,256.0km		
営業路線バス合計							299便	56,732便	1,947,382.9km			

バス交通政策計							499便	104,284便	2,822,302.2km	310,619,279円	310,619,279円	
---------	--	--	--	--	--	--	------	----------	---------------	--------------	--------------	--

長良川鉄道	北濃		美濃太田	72.1km	毎日	365日	15便	5,475便	市町負担分 26,666,666円	負担率 21.228%	5,660,658円	総事業費 160,000,000円 国1/3、県1/6、市町1/6、鉄道1/3
	美濃白鳥		美濃太田	66.1km	毎日	365日	7便	2,555便				
	郡上八幡		美濃太田	46.9km	毎日	365日	1便	365便				
	湯ノ洞温泉		美濃太田	22.3km	毎日	365日	5便	1,825便	市町負担分 30,000,000円	21.228%	6,368,400円	総事業費 60,000,000円 県1/2、市町1/2
	美濃市駅		美濃太田	17.7km	毎日	365日	12便	4,380便				
	関		美濃太田	12.0km	毎日	365日	4便	1,460便				
	湯ノ洞温泉		関	10.3km	毎日	365日	2便	730便	赤字負担額 113,017,000円	21.228%	23,991,249円	H24実績額
	美濃市駅		関	5.7km	毎日	365日	3便	1,095便				
	北濃		美濃白鳥	6.0km	毎日	365日	2便	730便				
第三セクター合計				72.1km			51便	18,615便			47,342,049円	

鉄道交通政策計							51便	18,615便			47,342,049円	
---------	--	--	--	--	--	--	-----	---------	--	--	-------------	--

## 議案第5号

### 地域公共交通確保維持改善事業について（平成26年度分）

#### 【要旨】

平成23年10月からの運行を本格運行と位置付け、地域公共交通確保維持改善事業として関シティバスを運行しています。

平成25年度分（H24.10～H25.9）は、平成24年6月に「生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系）」を策定し運行しておりますが、平成26年度分以降（H25.10～H28.9）についても、本計画の推進にあたり国庫補助金を活用すべく申請するものです。

#### <路線名>

- (1) 買い物循環線
- (2) 市街地病院循環線
- (3) わかくさ・小金田線
- (4) わかくさ・千疋線
- (5) わかくさ・下有知東線
- (6) わかくさ・下有知西線
- (7) わかくさ・小瀬線
- (8) 関板取線

別紙議案1 関市生活交通ネットワーク計画認定申請書（案）

資料 1 岐阜県生活交通ネットワーク計画認定申請書

資料 2 関シティバス利用者集計表

## 議案第6号

### バス停留所の名称変更について

#### 1 対象バス停留所

##### (1) 肥田瀬パワーズ前

本停留所に隣接するスーパー「パワーズ関」が閉店したことから、停留所所在地の地名である「肥田瀬島」を停留所名として使用する。

(変更前) 肥田瀬パワーズ前 → (変更後) **肥田瀬島**

##### (2) 谷口診療所前

本停留所名の「谷口診療所」は現存しないため、停留所に近隣の「平岡医院」を停留所名として使用する。

(変更前) 谷口診療所前 → (変更後) **平岡医院前**

#### 2 該当路線

(1) 肥田瀬パワーズ前 … 市街地病院循環線

(2) 谷口診療所前 … 関板取線

#### 3 実施日

平成25年10月1日

#### 【資料】

**資料3** バス停留所位置図

## 議案第7号

### バス停留所の新設について

#### 1 バス停留所の新設

- (1) 島集会所バス停留所
- (2) 山崎公民館バス停留所

#### 2 該当路線

- (1) 島集会所バス停留所
  - ア わかくさ・田原線 (デマンド路線)
  - イ わかくさ・迫間線 (デマンド路線)
- (2) 山崎公民館バス停留所
  - わかくさ・向山線 (デマンド路線)

#### 3 実施日

平成25年10月1日

#### 【要旨】

肥田瀬島地区内に、「わかくさ・田原線」及び「わかくさ・迫間線」の停留所を新設するものです。新設に伴い「わかくさ・田原線」の基本経路は、32.4km(改正前比0.6km増)、基本時刻は81分(改正前比7分増)となり、「わかくさ・迫間線」の基本経路は、19.0km(改正前比1.7km増)、基本時刻は46分(改正前比8分増)となります。

倉知山崎地区内に、「わかくさ・向山線」の停留所を新設するものです。新設に伴い「わかくさ・向山線」の基本経路は、29.7km(改正前比3.0km増)、基本時刻は72分(改正前比8分増)となります。

停留所新設による運行区域の変更はありません。

#### 【資料】

資料4 バス停留所位置図

資料5 田原線、迫間線及び向山線路線図

資料6 田原線、迫間線及び向山線時刻表

ア わかくさ・田原線

	改正前	改正後
運行事業者	交通事業者（7月に入札予定）	
法律の位置づけ	道路運送法第4条 協議路線	
運行区間	栄町1～中濃厚生病院～肥田瀬口～関中央病院～田原地区～関中央病院～肥田瀬口～中濃厚生病院～栄町1	栄町1～中濃厚生病院～肥田瀬口～ <u>島集会所</u> ～関中央病院～田原地区～関中央病院～ <u>島集会所</u> ～肥田瀬口～中濃厚生病院～栄町1
運行距離	31.8km	32.4km
運行本数	4便/日（片循環）	
運行日	毎日運転 （12月30日～1月3日運休）	
所要時間	74分	81分
運賃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1乗車 100円（障がい者・小人は半額）</li> <li>・回数券（11枚綴り1,000円）を導入</li> </ul>	
補助形態	運行委託	

イ わかくさ・迫間線

	改正前	改正後
運行事業者	交通事業者（7月に入札予定）	
法律の位置づけ	道路運送法第4条 協議路線	
運行区間	栄町1～中濃厚生病院～関口駅～関中央病院～迫間地区～関中央病院～関口駅～中濃厚生病院～栄町1	栄町1～中濃厚生病院～関口駅～ <u>島集会所</u> ～関中央病院～迫間地区～関中央病院～ <u>島集会所</u> ～関口駅～中濃厚生病院～栄町1
運行距離	17.3km	19.0km
運行本数	4往復/日	
運行日	毎日運転 （12月30日～1月3日運休）	
所要時間	38分	46分
運賃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1乗車 100円（障がい者・小人は半額）</li> <li>・回数券（11枚綴り1,000円）を導入</li> </ul>	
補助形態	運行委託	

ウ わかくさ・向山線

	改正前	改正後
運行事業者	交通事業者（7月に入札予定）	
法律の位置づけ	道路運送法第4条 協議路線	
運行区間	中濃厚生病院～関郵便局～つくし作業所～向山地区～つくし作業所～中濃厚生病院	中濃厚生病院～関郵便局～ <u>山崎公民館</u> ～つくし作業所～向山地区～つくし作業所～ <u>山崎公民館</u> ～中濃厚生病院
運行距離	26.7km	<b>29.7</b> km
運行本数	5便/日（片循環）	
運行日	毎日運転 （12月30日～1月3日運休）	
所要時間	64分	<b>72</b> 分
運賃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1乗車 100円（障がい者・小人は半額）</li> <li>・回数券（11枚綴り1,000円）を導入</li> </ul>	
補助形態	運行委託	